

改正

平成28年3月15日規則第1号

宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宇佐市条例第270号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第3条第2号に規定する規則等で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員の名簿
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他当該団体の財務を明らかにすることができる書類
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による指定は、指定管理者指定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第4条 条例第11条第1項の規定による指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消書（様式第3号）又は指定管理者業務（全部・一部）停止命令書（様式第4号）により行うものとする。

(変更事項の届出)

第5条 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、指定管理者変更事項届出書（様式第5号）により、速やかにその旨を届け出なければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

宇佐市長

様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

印

下記の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、申請します。

記

施設の名称

施設の所在地

(添付書類)

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (3) 役員の名簿
- (4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他当該団体の財務を明らかにすることができる書類
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

〇〇指令第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

字佐市長

印

年 月 日付けで申請のあった（〇〇施設名）の指定管理者に指定する
ので通知します。

指定の期間は 年 月 日から 年 月 日まで。

指 定 管 理 者 指 定 取 消 書

〇〇指令第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

宇佐市長

印

宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第11条第1項の規定により（〇〇施設名）の指定管理者の指定を取り消します。

（取消理由）

（取消年月日）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宇佐市を被告として（訴訟において宇佐市を代表する者は となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

指定管理者業務（全部・一部）停止命令書

〇〇指令第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

宇佐市長

印

下記の理由により（〇〇施設名）の指定管理者業務の（全部・一部）の停止を命じます。
停止の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで。

記

（理由）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宇佐市を被告として（訴訟において宇佐市を代表する者は となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指定管理者変更事項届出書

年 月 日

宇佐市長

様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

印

宇佐市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

公の施設の名称			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	所在地		
	団体名		
	代表者氏名		
変更年月日		年月日	

- 注 1 登記事項証明書等変更を証する書類を添付してください。
2 変更事項以外の記載欄には、斜線を付してください。